

特定化学物質の取扱量の集計結果について（条例）【概要】

— 埼玉県内の令和元年度取扱量データの概要 —

埼玉県内の対象事業者から報告された令和元年度の特定化学物質の取扱量について、埼玉県生活環境保全条例（さいたま市においては、さいたま市生活環境の保全に関する条例）に基づき集計しました。概要は以下のとおりです。

1 概要

(1) 取扱量及び報告事業所数

- 令和元年度の取扱量^{※1}は662,946トンでした。平成30年度と比較して4.4%減少しました。
- 令和元年度の報告事業所数^{※2}は1,478件でした。平成30年度と比較して28件減少しました。

※1 取扱量：事業所で取り扱った特定化学物質の量。使用量、製造量。取り扱う量の合計。
(取扱量の数値は四捨五入をしているため、その内訳の合計と一致しません。)

※2 報告事業所数：特定化学物質取扱量報告書を提出した事業所の数。

表1 埼玉県の取扱量及び報告事業所数

(単位：トン/年)

	報告事業所数 ^{※2}	取扱量 ^{※1}	取扱量の内訳		
			使用量 ^{※3}	製造量 ^{※4}	取り扱う量 ^{※5}
R1 (H30)	1,478 (1,506)	662,946 (693,771)	279,742 (298,940)	18,130 (18,655)	364,564 (376,109)
増減率	-1.9 %	-4.4 %	-6.4 %	-2.8 %	-3.1 %

※3 使用量：事業所で事業活動に伴い使用した量。

※4 製造量：事業所で製造した量（副生成物も含む）。

※5 取り扱う量：事業者自らは使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量。

(2) 物質別の取扱量

埼玉県の取扱量上位5物質は表2、埼玉県の取扱量上位5物質とその構成比は図1のとおりです。溶剤・燃料などに用いられるトルエン、キシレン、ノルマル-ヘキサン、1,2,4-トリメチルベンゼンが全取扱量の52%を占めています。

表2 埼玉県の取扱量上位5物質

順位	物質	取扱量
1	トルエン	180,723
2	キシレン	72,670
3	ノルマル-ヘキサン	46,048
4	1,2,4-トリメチルベンゼン	44,589
5	硫酸（三酸化硫黄を含む。）	35,364

(単位：トン/年)

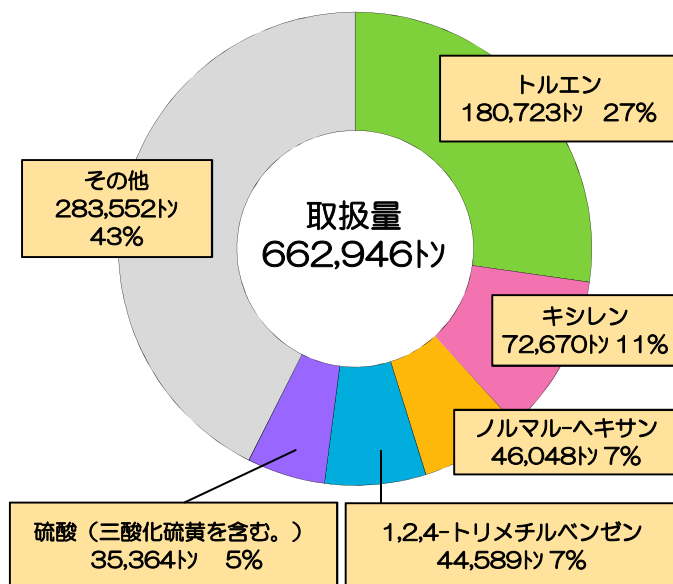


図1 埼玉県の取扱量上位5物質とその構成比

(3) 業種別の取扱量

埼玉県を取扱量上位5業種は表3、埼玉県を取扱量上位5業種とその構成比は図2のとおりです。上位5業種で全取扱量の92%を占め、特に燃料小売業と化学工業は他業種と比較して取扱量が多く、全取扱量の79%を占めました。

表3 埼玉県の取扱量上位5業種

順位	業種	取扱量
1	燃料小売業	306,846
2	化学工業	214,882
3	電気機械器具製造業	48,521
4	プラスチック製品製造業	25,742
5	非鉄金属製造業	13,762

(単位：トン/年)

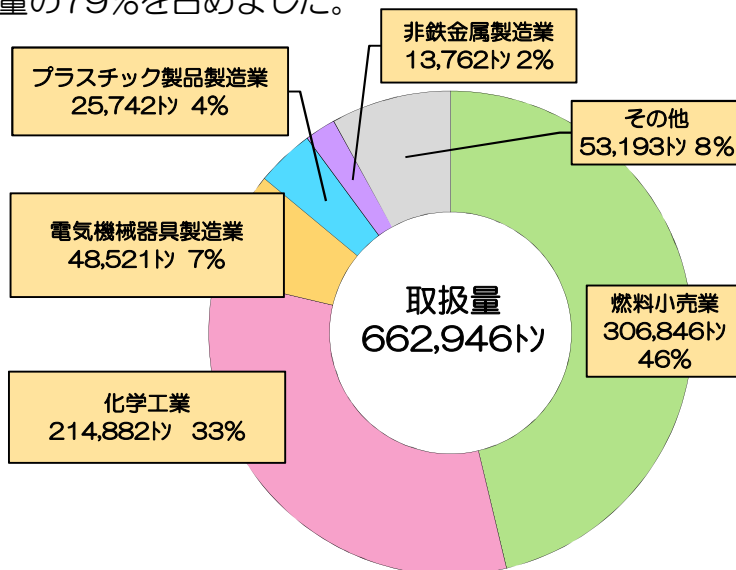


図2 埼玉県の取扱量上位5業種とその構成比

2 取扱量と届出排出量の推移

埼玉県の取扱量と届出排出量*の推移は図3のとおりです。

平成14年(2002年)度から令和元年(2019年)年度の間で、取扱量は大きな変化がありませんが、届出排出量は65%減少しています。

* 届出排出量：化学物質管理促進法に基づき届出された化学物質の環境中への排出量。届出排出量の数値は、環境省及び経済産業省が令和3年3月に公表したデータを用いています。

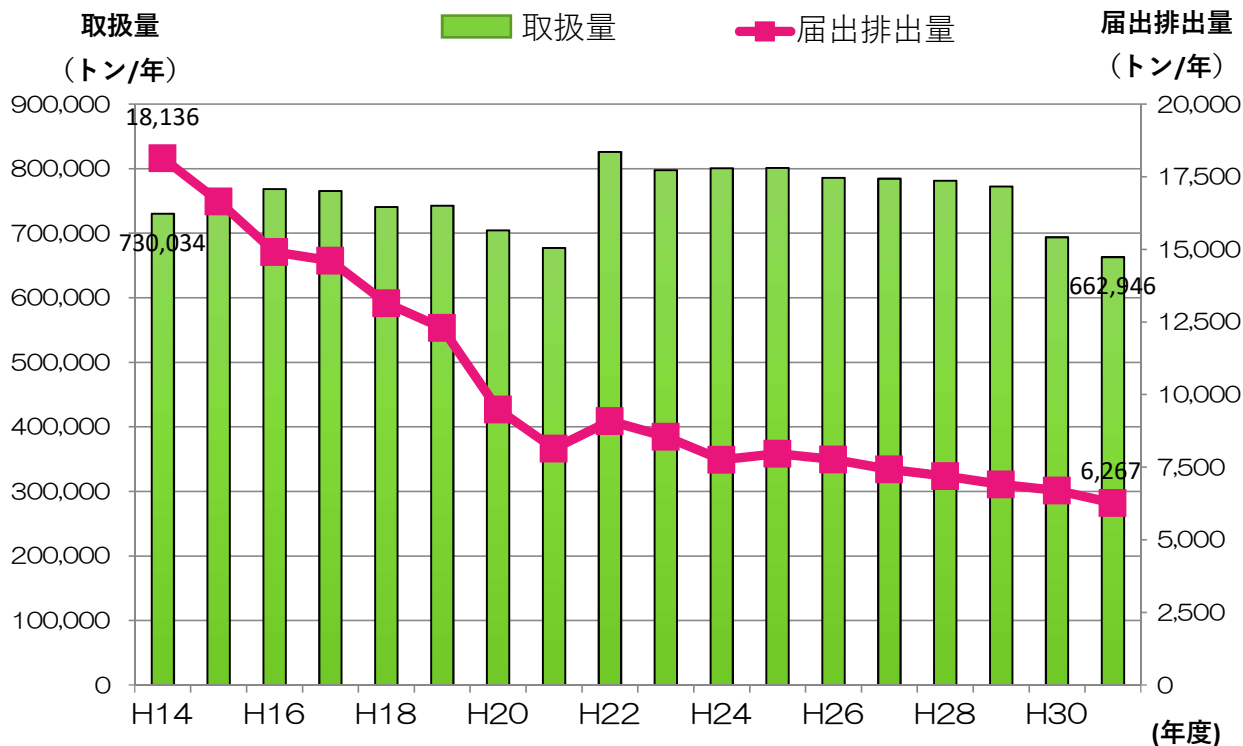


図3 埼玉県の取扱量と届出排出量の推移